

ハイライト:

- ・復興特別所得税の源泉徴収
- ・住宅取得等資金の贈与税の非課税措置は、他の控除との併用が可能です

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

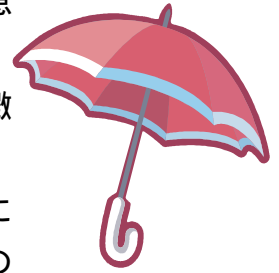
ご挨拶	1
復興特別所得税の源泉徴収について	1
住宅取得等資金の贈与税の非課税措置	2
太陽光発電設備による余剰電力の売却収入	2

梅雨入りとなりましたが、木々の緑が目まぶしく、雨の恵みを感じる季節です。

第50号では、来年度から始まる復興特別所得税の源泉徴収等を取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPの新着情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



復興特別所得税の源泉徴収について < 所得税関係 >

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法が公布され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税と復興特別所得税の合計額が徴収されることとなります。

復興特別所得税の源泉徴収の対象となるのは、所得税を源泉徴収することとされている支払で、現状に対し2.1%を上乗せ徴収し、所得税と一緒に源泉徴収を行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

< 出典: 国税庁HP >

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%) = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額} \quad (\text{注})$$

注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%) × 102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

平成25年1月1日以降、毎月の給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となり、源泉徴収する際に使用する「源泉徴収税額表」は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されます。

（所得税及び復興特別所得税の計算例）

例1：講演料として55,555円を支払うケース（所得税率10%）

$$55,555 \text{円} \times 10.21\% = 5,672.1655 \quad 5,672 \text{円} \text{ (1円未満切り捨て)}$$

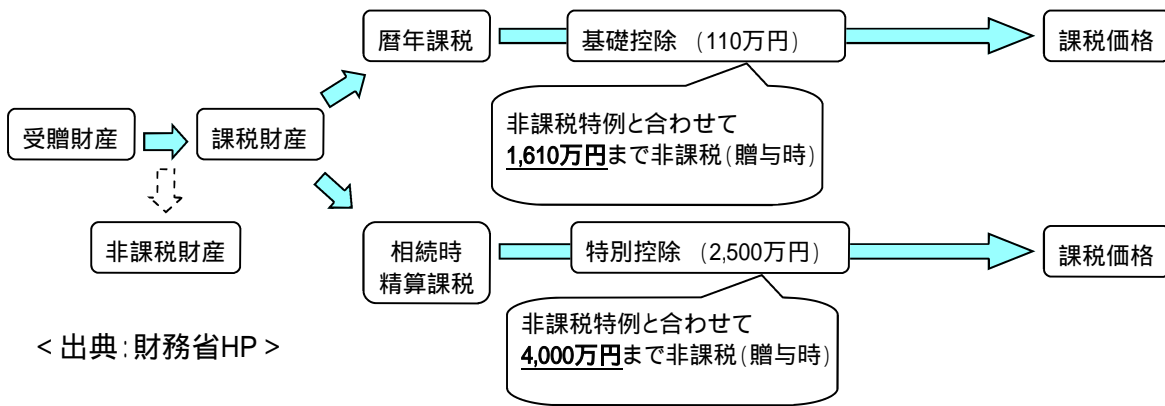
従って、49,883円(55,555 - 5,672)を本人に支払うこととなります。

例2：講演料として税引手取額100,000円を支払いたい場合に、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算するケース（グロスアップ計算）

$$\begin{aligned} \text{(支払金額)} \quad 100,000 \text{円} \div (100 - 10.21)\% &= 111,370.976 \cdots \quad 111,370 \text{円} \text{ (1円未満切り捨て)} \\ \text{(所得税及び復興特別所得税の合計額)} \quad 111,370 \text{円} \times 10.21\% &= 11,370.877 \quad 11,370 \text{円} \end{aligned}$$

住宅取得等資金の贈与税の非課税措置

前号でお知らせしましたが「住宅取得等資金の贈与に係る非課税」の制度が拡充・延長されました。この制度適用後の残額（課税財産）には、暦年課税では基礎控除（110万円）、相続時精算課税では特別控除（2,500万円）が適用できます。なお、相続時精算課税に係る特別控除（2,500万円）の適用は、原則として、父母から贈与の場合に限られます。



24年中の贈与で、耐震・エコ住宅の場合

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

太陽光発電設備による余剰電力の売却収入

最近よく耳にする電力不足、電気料の値上げなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼします。太陽光発電設備の導入を検討される方がいらっしゃるかもしれません。太陽光発電による余剰電力を電力会社に売却した場合、その収入の取扱いがどのようになるのか、国税庁の質疑応答事例から、ご紹介致します。

Q) 給与所得者である個人が、自宅に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電による余剰電力買取制度に基づきその余剰電力を電力会社に売却している場合、売却収入に係る所得区分はどのように取り扱われますか？

A) 余剰電力の売却収入については、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には事業所得に該当すると考えられますが、給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用している場合には、雑所得に該当します。

減価償却費については、全発電量のうち売却した電力量の占める割合分が必要経費となります。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。